

平成29年第4回 飯塚市議会会議録第6号

平成29年9月29日（金曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第23日 9月29日（金曜日）

第1 米国サニーベール市（姉妹都市）グレン・ヘンドリックス市長あいさつ

第2 常任委員会委員長報告

1 総務委員長報告（質疑、討論、採決）

（1）議案第55号 平成29年度飯塚市一般会計補正予算（第2号）

（2）請願第13号 「原子力損害の賠償に関する法律（原子力損害賠償法）を実効性あるものに改正することを求める意見書」の提出を求める請願

2 福祉文教委員長報告（質疑、討論、採決）

（1）議案第56号 平成29年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第1号）

（2）議案第57号 飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例

（3）議案第58号 飯塚市公民館条例の一部を改正する条例

（4）議案第60号 飯塚市保育士修学資金貸付金条例

（5）議案第61号 飯塚市保育士生活資金貸付金条例

（6）議案第62号 飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例

（7）議案第66号 指定管理者の指定（飯塚市立図書館）

3 協働環境委員長報告（質疑、討論、採決）

（1）議案第59号 飯塚市交流センター条例

（2）議案第63号 訴えの提起（旧飯塚休日夜間急患センター敷の所有権移転登記手続請求）

4 経済建設委員長報告（質疑、討論、採決）

（1）議案第64号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（赤坂地区調整池新設（1工区）工事）

（2）議案第65号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（赤坂地区調整池新設（2工区）工事）

（3）議案第67号 市道路線の廃止

（4）議案第68号 市道路線の認定

（5）認定第13号 平成28年度飯塚市水道事業会計決算の認定

（6）認定第14号 平成28年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定

（7）認定第15号 平成28年度飯塚市下水道事業会計決算の認定

（8）認定第16号 平成28年度飯塚市立病院事業会計決算の認定

第3 平成28年度決算特別委員長報告（質疑、討論、採決）

1 認定第1号 平成28年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定

2 認定第2号 平成28年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

3 認定第3号 平成28年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

4 認定第4号 平成28年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

5 認定第5号 平成28年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定

- 6 認定第 6号 平成28年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 7 認定第 7号 平成28年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 8 認定第 8号 平成28年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 9 認定第 9号 平成28年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 10 認定第10号 平成28年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 11 認定第11号 平成28年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 12 認定第12号 平成28年度飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定

第4 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議員提出議案第10号 道路整備に必要な予算確保に関する意見書の提出
- 2 議員提出議案第11号 少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提出
- 3 議員提出議案第12号 受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書の提出
- 4 議員提出議案第13号 一般国道201号八木山バイパスの早期4車線化等に関する意見書の提出
- 5 議員提出議案第14号 森林環境税（仮称）の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適切な管理の推進を求める意見書の提出
- 6 議員提出議案第15号 北朝鮮の核実験を厳しく糾弾し、対話による核・ミサイル問題の解決を求める意見書の提出
- 7 議員提出議案第16号 核兵器禁止条約への参加を求める意見書の提出

第5 報告事項の説明、質疑

- 1 報告第23号 専決処分の報告（落石事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
- 2 報告第24号 専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
- 3 報告第25号 専決処分の報告（市営住宅の管理上必要な訴えの提起）
- 4 報告第26号 専決処分の報告（市営住宅の管理上必要な和解の申立て）
- 5 報告第27号 継続費精算報告書の報告（平成28年度飯塚市一般会計）
- 6 報告第28号 継続費精算報告書の報告（平成28年度飯塚市立病院事業会計）
- 7 報告第29号 平成28年度健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告

第6 署名議員の指名

第7 閉会

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（藤浦誠一）

これより本会議を開きます。本市が姉妹都市協定を締結しております米国サニーベール市のグレン・ヘンドリックス市長からあいさつしたい旨の申し出があつておりますので、これをお受けいたします。

それでは、グレン・ヘンドリックス市長よろしく願いいたします。通訳をマーク・カトウさんよりよろしく願いいたします。

○サニーベール市長（グレン・ヘンドリックス）

Good morning Honorable Mayor and Councilmembers.

And thank you for letting me speak today.

I am truly honored to be here today representing the City of Sunnyvale and affirming our commitment to the Sister City relationship between our two cities.

As you know, the friendship between Iizuka and Sunnyvale began several years ago with the help of Mr. Mark Kato and the Sunnyvale Sister City Association.

In 2013, our two cities signed a Friendly Exchange Relations Agreement and, just last year in December, we formally became Sister Cities.

As Sister Cities, we have agreed to strengthen our current friendship, promote peace through mutual respect and understanding, and provide mutually beneficial exchanges of information pertaining to city life.

Indeed, over the years, our relationship has continued to grow and blossom, just like the beautiful cherry trees in our parks donated by the Iizuka Friendship Network.

We are especially proud that the International Student Exchange program has continued to expand.

Twenty middle school students from Iizuka have travelled to Sunnyvale each year since 2014.

And this year, 18 middle and high school students from Sunnyvale travelled to Iizuka, the most since the program began.

In fact, my own daughter Grace has participated in the Student Exchange program and she had a wonderful experience here in your city and with her host family. So much so that she's a high school student, she's decided to study Japanese as her second language.

Last year, the Sunnyvale Sister City Association started a similar exchange program for adults and they also are exploring future business exchange programs.

These programs serve as an important bridge between our cultures, languages and countries and I'm sure that they both will be just as successful as the Student Exchange program.

I would like to thank Mr. Kato for his ongoing efforts and for assisting with my visit here to Iizuka and I'm so happy that I've finally been able to make this trip happen.

I know I've already been enjoying my time and I know I'll enjoy the rest of my time here on this trip.

And, Mr. Mayor Katamine and Chairman Fujiura, we would be very pleased if you'd visit Sunnyvale in the near future and meet with the Sunnyvale residents who enjoy our relationship.

Thank you very much for our sister city relationship. Thank you for letting me come visit and I look forward to many more things happening between our two cities.

○通訳 (マーク・カトウ)

親愛なる片峯市長、市議会議員の皆様、おはようございます。きょうは、ここに来てお話をさせていただくチャンスをいただきありがとうございます。私はサニーベールを代表してここにいることを大変名誉なことに思います。また両市の間の姉妹都市関係の強固なコミットメントを確信しております。

御存じのように、両市の友情は数年前から私、マーク・カトウと「サニーベール シスターシティ アソシエーション」の働きかけで始まりました。2013年に友好都市として両市が

同意書にサインをし、去年12月に正式な姉妹都市としてサインをさせていただきました。姉妹都市として我々は現在の友情、平和の維持をお互いの尊敬と理解のもとに強固にし、相互の得となる情報交換等により市民生活の向上を目指しております。

事実、ここ数年間我々の関係は継続して成長しており、飯塚友情ネットワークからサニーベールの公園に寄付された美しい桜の花のように開花をしております。特に国際学生交換プログラムがどんどん拡大をしてきていることを誇りに思っております。2014年から毎年飯塚の20人の中学生がサニーベールを続けて訪問しております。そして、ことし18人のサニーベールの中学生・高校生が飯塚を訪問させていただき、これは過去最多記録となっています。事実、私の娘のグレイスがこのプログラムに昨年参加し、すばらしい時間を飯塚でホストファミリーとともに過ごさせていただきました。そこで、グレイスは、高校に行ってから日本語を学ぶことを決めて、今も日本語を勉強しております。

去年から「サニーベール シスター シティ アソシエーション」は大人の交流にも広げております。特にこれからは、ビジネス交流にも広げようと思っております。これらのプログラムは我々の文化、言語、国家の重要な架け橋と役割を果たし、学生交流と同様にこれから成功を収めていると確信しております。我々はマーク・カトウさんの絶え間ない努力と私の飯塚訪問を実現させてくれたことに非常に感謝をしております。私は既にこちらの飯塚訪問を非常に楽しんでおりますけれども、これからも2日間くらいですが、飯塚での生活を楽しんでいきたいと思っております。

片峯市長、藤浦議長、ぜひ近い将来サニーベールを訪問していただき、サニーベールのこの交流を楽しみにしている市民とぜひ交流を深めていただきたいと思いますと思っております。

どうもありがとうございました。もう一度、ここに私を訪問させていただいたことに非常に感謝しております。これからも両市の発展について、もっとこれから発展していくことを確約させていただきたいと思っております。

○議長（藤浦誠一）

議場内整理のため暫時休憩いたします。

午前10時06分 休憩

午前10時06分 再開

○議長（藤浦誠一）

本会議を再開いたします。

常任委員会に付託していましたが、「議案第55号」から「議案第68号」までの14件、「認定第13号」から「認定第16号」までの4件、及び「請願第13号」、以上19件を一括議題といたします。

総務委員長長の報告を求めます。27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

総務委員会に付託を受けました議案1件及び請願1件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第55号 平成29年度飯塚市一般会計補正予算（第2号）」については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、下水道費、赤坂地区調整池新設工事損害賠償金について、2367万8千円を計上しているが、算定方法及び財源はどのようになっているのかということについては、発注者の一方的な事情による工事請負契約の解除に伴う損害賠償であり、工事完成により得られる予定であった利益が損害に該当するという考えのもと、既に施工した出来

高を控除した請負額と、請負者の当該工事の実施に必要となる実行予算額の差額を損害賠償額として算定したものである。財源については、財政調整基金繰入金を充当するという答弁であります。

次に、保健体育施設整備費、体育館等建設事業費について、先進地視察等に要する費用として42万円が計上されているが、どのような目的のもと視察先を決めるのかということについては、本市が体育館を建てかえる場合に、必要な機能を有した、特徴のある数カ所の体育館を視察候補地として考えているという答弁であります。

次に、本庁舎建設費、新庁舎建設事業費について、来庁者の駐車場を確保するために、第3駐車場をどのように整備するのかということについては、平成30年度に第3駐車場の有料化を行う計画であったが、駐車場が満車になる状態が頻繁に発生しており、多くの市民に迷惑をかけている状況である。このような事態を解消すべく、ゲートを設置し、市役所に用事のない利用者は有料とすることで、抑制を図れるよう整備するものであるという答弁であります。

この答弁を受けて、庁舎の開庁時間帯は、来庁者が優先して駐車できるようにするとともに、駐車時間の制限についても検討してほしいとの意見が出されました。

以上のような審査ののち、委員の中から、マイナンバー制度に関する予算や赤坂地区調整池新設工事損害賠償金の財源として財政調整基金繰入金を充当する予算は認めがたく、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第13号 「原子力損害の賠償に関する法律（原子力損害賠償法）を実効性あるものに改正することを求める意見書」の提出を求める請願」については、紹介議員より趣旨説明を受け、審査した結果、慎重に審査するという事で、継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

総務委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私は、ただいまの総務委員長報告にありました「議案第55号平成29年度飯塚市一般会計補正予算（第2号）」に反対し、討論を行います。まず、述べておきたいことは、今回、補正の特徴は財政調整基金を主な財源とし、第1として、教育と福祉の充実のために生かそうとする側面、第2として、その一方で、市役所の失敗の穴埋めに漫然と使おうとする側面、この2つの側面があります。

第1の側面として、教育と福祉の充実のために教育の機会均等の視点を欠いた弱点を持ち、高校生に対する貸与額、公立1万5千円を廃止し、私立は1万円も減額することには同意できませんが、奨学資金貸付制度への返還免除制度の導入、6月定例会提案の折にはなかった、市税滞納がないことという新たなハードルを持ち込むなど、今後解決すべき課題がありながらも、保育士を目指す若い人たちのための修学資金制度、さらに公立保育所を対象としないままではありますけれども、新規に民間保育所の保育士確保を目指す生活資金貸付制度、さらに学校保護者の声を受けて、日本共産党も要望していた就学援助の支給時期を、実際にお金の必要な入学前に前倒しする手続など、教育と福祉の充実のために生かそうとする方向がある点を認めるものであります。

一方、第2の側面として、赤坂地区調整池建設工事において、飯塚市が用地売買において土壌汚染対策法に基づく手続を放棄し、しかも契約書に瑕疵担保条項を設定しなかったという市

役所の重大な失敗から生じた請負業者に対する賠償の財源に、もとの土地所有者に責任を求める働きかけを一切放棄し、市民の税金を漫然とつぎ込もうとしています。市役所の失敗の穴埋めに漫然と市民の税金を投入するやり方を、日本共産党は容認することはできません。また、今回補正には国民に12桁の番号を押しつけて、その重大な個人情報管理もまともにできないマイナンバー個人番号カード取得を進めるものが、ほかの事業と抱き合わせで予算計上されています。

なお、「請願第13号 「原子力損害の賠償に関する法律（原子力損害賠償法）を実効性あるものに改正することを求める意見書」の提出を求める請願」については、継続審査とすることに賛同するものですが、審査の上、ぜひとも採択していただきますように訴えるものであります。以上で私の討論を終わります。

○議長（藤浦誠一）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第55号 平成29年度飯塚市一般会計補正予算（第2号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

次に、「請願第13号 「原子力損害の賠償に関する法律（原子力損害賠償法）を実効性あるものに改正することを求める意見書」の提出を求める請願」の委員長報告は、継続審査であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本件は、継続審査とすることに決定いたしました。

福祉文教委員長の報告を求めます。14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

福祉文教委員会に付託を受けました、議案7件について審査した結果を報告いたします。

「議案第56号 平成29年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第1号）」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第57号 飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書並びに補足資料として提出された条例施行規則（案）に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、この条例を改正するに当たり、公立の高校生を貸し付けの対象から外した理由は何かということについては、私立に比べて就学にかかる費用負担が少なく、国の高等学校就学支援金による授業料相当額の支給に加え、県の高校生等奨学給付金により、授業料以外の教育に必要な経費に対する給付金の支給など、高校生への幅広い支援制度が設けられているため対象から外したという答弁であります。

次に、私立の高校生に対する貸付額が1万円減額になっている理由は何かということについては、公立同様に、幅広い支援制度があり、県の高校生等奨学給付金より月額9900円は支給されるため、それをもとに貸付額を減額したという答弁であります。

次に、卒業後に市内に居住していれば、奨学金の返還を免除するという規定を追加した理由は何かということについては、経済的理由により就学が困難な人に対して、借りやすい制度にすること、また、市内における人材の育成と確保を目的として追加したという答弁であります。

次に、返還期間中に市内外へ転出入があった場合、返還免除はどのようなことになるのかというこ

とについては、居住する期間を、1カ月ごとを単位として返還免除を実施していくことになるので、転出や転入をしても市内に居住する期間は免除の対象となるという答弁であります。

以上のような審査ののち、委員の中から、高校生への貸付金が廃止、減額になったことにより、高校進学を諦める人が出ることも考えられるため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第58号 飯塚市公民館条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、12地区公民館を廃止して交流センターにするということであるが、中央公民館だけを公民館として残す理由は何かということについては、各地区の交流センターとの連携をとりながら、社会教育、生涯学習事業の推進を図っていくための拠点施設として残しているという答弁であります。

以上のような審査ののち、委員の中から、地区公民館が廃止されることで、市民の学習の場及び防災施設・避難所としての機能の確保に不安があることから、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第60号 飯塚市保育士修学資金貸付金条例」については、執行部から議案書並びに補足資料として提出された条例施行規則（案）等に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、貸付金のニーズはあるのかということについては、近畿大学九州短期大学保育科の学生に、保育士修学資金貸付制度があった場合に利用するかというアンケート調査を実施し、86名中「利用する」との回答が53名あったことからニーズはあると判断しているという答弁であります。

次に、6月に否決された条例案から貸付金額を変更したのはなぜかということについては、福岡県保育士修学資金貸付制度は利用できる対象者数が少なく、貸し付けを受けられる人が限定されている。本条例の目的は授業料の支援であり、県内の保育士養成施設の授業料が月額約5万2千円であることから、通常の貸付額を5万円と設定した。また、県の貸付制度の利用者に対しては、教材費や校納金等の合計が月額約2万6千円であることから、2万円に設定したという答弁であります。

次に、さまざまな保育士人材確保の対策がある中で、この対策を選んだ理由は何かということについては、保育士が不足している市内の私立保育所に人材を誘導し、定住促進を含めた保育士確保を目的としたという答弁であります。

次に、今回の条例制定後も、未利用児童が解消されなかった場合、他の施策を実施する考えがあるのかということについては、本制度に効果があると考えており、今後、検証は行っていくが、現時点において他の制度は検討していないという答弁であります。

以上のような審査ののち、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第61号 飯塚市保育士生活資金貸付金条例」については、執行部から議案書並びに補足資料として提出された条例施行規則（案）等に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、市内の私立保育園の常勤保育士を対象とした希望調査では、27.4%の人しか貸し付けを希望していないが、その現状をどのように考えているのかということについては、希望者の中に貸し付け対象となる保育士32名が含まれていると認識しており、一定のニーズがあると考えているという答弁であります。

この答弁を受けて、アンケート調査を行う際には、対象者に限定して行うなど、実際のニーズがわかるような調査を行うべきであるという指摘がなされました。

次に、貸付金ではなく補助金とする考えはなかったのかということについては、保育士確保、未利用児童解消のための施策であり、市内の私立保育所に一定期間勤務してもらいたいと考えている。5年以上勤務した方にとっては補助金的な役割を果たすものであるため、貸付金としたという答弁であります。

次に、この制度を設けることで、保育士確保に効果があるのかということについては、この制度を実施しようとしているのは県内で飯塚市だけであることから、早期に実施して効果をあげたいと考えているという答弁であります。

次に、貸付金を返還することになった場合は、5年以内で返還しなければならず、他の貸付金等を借りていた場合には、月々の返還額も大きくなるなど、負担が重くなるのではないかということについては、返還免除の規定等、制度の内容を周知しながら実施していきたいという答弁であります。

次に、貸付金の対象者を経験年数1年目から3年目の保育士に限定した理由は何かということについては、私立保育協会の役員である保育園長にヒアリングを行ったところ、経験年数3年未満の保育士は、保育の知識や技能習得のために、教材等を自費購入しているとのことであり、その時期を経済的に支援することにより、新任保育士の確保と離職防止を図るものであるという答弁であります。

以上のような審査ののち、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第62号 飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第66号 指定管理者の指定（飯塚市立図書館）」については、執行部から議案書並びに補足資料として提出された「飯塚市立図書館の指定候補者についての答申」に基づき補足説明を受け、審査した結果、委員の中から、図書館を指定管理とすべきでないと考えたため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

福祉文教委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

日本共産党の宮嶋つや子です。ただいまの福祉文教委員長の報告のうち、議案第60号、61号について賛成、議案第57号、58号及び66号について、反対の立場から討論を行います。

まず、「議案第60号 飯塚市保育士修学資金貸付金条例」は、市内の私立保育所等の常勤保育士を確保し、未利用児童の解消を行うためのものです。県内の保育士養成学校で修学する学生で市内の私立保育所等で常勤保育士として従事しようとするものに対して、月額5万円の修学資金を貸し付けられます。そして、卒業後1年以内に市内の私立保育所等の常勤の保育士として業務に従事し、継続して5年以上業務に従事した人は、奨学金の返還を免除されます。貸付額は、6月議会提案の月額2万円から5万円に引き上げられ、保育士を目指す若い人たちが経済的理由で夢を諦めないで済むようになります。そして、未利用児と言われる保育所に入れない子を早くなくして、安心して子育てできるようにするものであり賛成です。

次に、「議案第61号 飯塚市保育士生活資金貸付金条例」は、保育士養成施設を卒業後、2年以内に市内の私立保育所等に常勤保育士として新規採用され、常勤保育士として業務に従

事する者に対し、生活を援助するための資金を貸し付けるものです。そして、市内の私立保育所等で常勤保育士を確保し、未利用児童の解消を行うためのものです。貸付金額は、最初の1年目は2万円、2年目は1万5千円、3年目は1万円を貸し付けるものです。そして、市内の私立保育所等で常勤保育士として5年以上勤務した人は返還を免除されます。厳しい労働環境のもとで頑張っている、今から目指す人もいますけれども、そういう若い保育士さんを応援するための制度であり、賛成いたします。

次に、「議案第57号 飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例」です。奨学金の貸し付けを受ける奨学生に対し、返還時の経済的負担を軽減するとして、卒業後に市内に居住するときは返還を免除するとしています。しかし、公立高校の授業料が無償になったからと対象から除外し、私立高校も国からの就学支援制度で月額9900円が出るからと、月額2万5千円の奨学金を1万5千円に減額するとしています。高校に通うためにかかるお金は、授業料だけではありません。高校生活にかかるお金を、文部科学省が子どもの学習費調査として公表しています。2012年のデータなのですが、これをご紹介しますと、公立高校でも、修学旅行費や学用品代、通学関係など、学校教育費だけでも年間38万6439円もかかるのだそうです。これ以外にも、学校外活動費が15万5602円です。授業料が無償になったことだけで公立高校を対象から外すべきではありません。私立高校においても、もっと多くの費用がかかるのですから、この1万円を減額すべきではありません。現在、高校の奨学金を利用している人は、平成28年が2人、平成29年が2人しかありません。この金額では進学を諦めなければならない子どもがいるのではありませんか。廃止、減額は認められません。

次に、「議案第58号 飯塚市公民館条例の一部を改正する条例」は、中央公民館だけを残し、交流センターを設置することに伴い、生涯学習の拠点である12の公民館を廃止するものです。公民館を利用されている方からは、どのようになるのかわからないと不安の声が上がっています。避難所などにも使われる公民館です。利用者や地域住民の皆さんの意見を聞くべきであり、廃止は認められません。

「議案第66号 指定管理者の指定（飯塚市立図書館）」については、図書館については直営で行うべきであり、指定管理にする必要が全くなく、これは認められません。

○議長（藤浦誠一）

ほかに討論はありませんか。25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

私は、「議案第57号 飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例」に賛成の立場で討論いたします。私は本来、奨学金というのは貸し付けではなく、給付という形で、経済的に困窮している学生に支給するのが当然だという考えに立っています。現在実施されています奨学貸付金の現状に関しては、かつて日本育英会が実施していたものを2000年12月に閣議決定された行政改革大綱に基づいて、特殊法人等整理合理化計画のもとで廃止された後、日本学生支援機構への組織改革が行われ、奨学金制度を金融事業と位置づけ、奨学金の返還特別免除制度等も段階的に廃止されていきました。それだけでなく、奨学金制度の中心は、無利子から有利子の貸与奨学金へと変容を遂げていったのです。さらに、この奨学金の運用実態としても成績条項や所得基準で無利子の第1種奨学金の貸し付けを受け取られる学生の数は限られ、貸付基準の厳しさがゆるい有利子の第2種奨学金が年々増加し、最近では奨学金返還に関する裁判訴訟も年々増加し、奨学金ローンに苦しむ若者がふえているといった現象も見られてくるようになりました。そこで、奨学金に関しては、国を挙げて貸与から給付への見直しが急速に進められ、自治体によっては既に給付の奨学金制度を実施しているところも数多く見られるようになってきました。したがって、今回、本市の飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例は、そういった意味でも大きな進歩であると、私は評価しております。特に、第13条奨学資金の返還の免除、第3項の「卒業後に市内に居住するとき」が加わったことで、区分に

より、返還期間がまちまちになりますが、短期間の方で5年居住、長い方でも15年居住することで、返還が免除されるようになりました。これは形の違う、いわば、給付の奨学金とも言えると思います。しかも、定住施策にも大きな影響を与えることにもなります。ただ、今後のさらなる充実した奨学金貸与にするためにも、貸与人数や貸付基金に関しては、増加していただくことは、財政と十分協議して、改善をぜひ加えていただきたいと思います。1点だけ早急に検討していただきたい条項があります。それは、第5条の奨学生の資格の第4項「奨学資金に類する他の学資の給付又は貸付けを受けていないこと。ただし、市長が別に定めるものを除く。」という項です。大学生が、学生生活を過ごすときの資金としては、授業料のほかに生活費を含め、多額の資金が必要となります。本当に親御さんが低所得であるならば、他の奨学金と併用しないと、4年間の大学生活を過ごすことはできないと思うわけです。第1条の基金設置の中で記述してあるように、優良な資格を有しているとか、等しく教育を受ける機会を与えるといったことをもっと重視し、修学上必要な資金を貸し付けることのほうを重要視して考えていただきたいと思います。

今後の飯塚市奨学資金貸付基金が、本当に将来の飯塚市を担う市民育成に役立つ奨学金となることを強く信じて、この条例に賛成したいと思います。

以上で、賛成討論を終わります。

○議長（藤浦誠一）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第56号 平成29年度飯塚市介護保険特別会計補正予算（第1号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案可決されました。

次に、「議案第57号 飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

次に、「議案第58号 飯塚市公民館条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本案は原案可決されました。

次に、「議案第60号 飯塚市保育士修学資金貸付金条例」、「議案第61号 飯塚市保育士生活資金貸付金条例」及び「議案第62号 飯塚市児童センター及び児童館条例の一部を改正する条例」、以上3件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案3件はいずれも原案可決されました。

次に、「議案第66号 指定管理者の指定（飯塚市立図書館）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は原案可決されました。

協働環境委員長の報告を求めます。20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

協働環境委員会に付託を受けました、議案2件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第59号 飯塚市交流センター条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、第4条で指定管理者に交流センターの管理を行わせることができるかとあるが、この指定管理者とはどのような団体を想定しているのかということについては、まちづくり協議会を初めとする、地域で活動する団体を想定しているという答弁であります。

次に、指定管理に移行する時期はどのように決定するのかということについては、各交流センターの指定管理者として想定している団体と協議して決定していきたいという答弁であります。

次に、仮にまちづくり協議会が指定管理者となる場合は、それぞれに課題を抱えており、移行できる時期も異なってくると考えるが、どのように取り組んでいくのかということについては、現在配置している各地区の担当係長を中心に、2名の課長補佐級職員も協議会の会議等に参加しながら、状況の把握に努めている。まちづくり協議会が自主自立した組織となり、指定管理を受けることができる体制となるよう、引き続き関係者と協議しながら取り組んでいくという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第63号 訴えの提起（旧飯塚休日夜間急患センター敷の所有権移転登記手続請求）」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

協働環境委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

日本共産党の宮嶋つや子です。ただいまの協働環境委員長の報告のうち、議案第59号について、反対の立場から討論を行います。「議案第59号 飯塚市交流センター条例」は、中央公民館以外の12の公民館を廃止して、地域コミュニティ活動の拠点施設である交流センターにするというものです。12地区においてまちづくり協議会が設立され、その拠点となるのが交流センターだということです。将来的にはまちづくり協議会に指定管理しようとしています。生涯学習の場としての公民館がなくなることの不安、これは利用者だけでなく、今、公民館関係の仕事をされている方、こういう方からも上がっています。十分な理解が得られないままの変更は認められません。

○議長（藤浦誠一）

ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第59号 飯塚市交流センター条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって本案は原案可決されました。

次に、「議案第63号 訴えの提起（旧飯塚休日夜間急患センター敷の所有権移転登記手続請求）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

経済建設委員長の報告を求めます。28番 平山 悟議員。

○28番(平山 悟)

経済建設委員会に付託を受けました議案4件、及び認定議案4件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第64号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(赤坂地区調整池新設(1工区)工事)」及び「議案第65号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(赤坂地区調整池新設(2工区)工事)」、以上2件については、関連があるため一括議題とし、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、調整池整備に関して事業協定を締結している嘉麻市とはどのような協議を行っているのか、また、引き続き、調整池整備事業に取り組む考えはあるのかということについては、嘉麻市にはこれまでの経緯及び事業中断に対する理解を得ており、今後は互いに事業予定地の現地確認を行う予定である。また、当該事業は鴨生地区の浸水被害軽減のために必要な事業であるとの共通認識を持っており、事業予定地をそのまま放置することはできないと考えている。今後も連携、協力しながら、事業再開に向けて計画内容の見直しや事業費を抑えた計画を検討していきたいという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案2件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第67号 市道路線の廃止」及び「議案第68号 市道路線の認定」、以上2件については、一括議題とし、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、本案2件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第13号 平成28年度飯塚市水道事業会計決算の認定」、「認定第14号 平成28年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定」、「認定第15号 平成28年度飯塚市下水道事業会計決算の認定」及び「認定第16号 平成28年度飯塚市立病院事業会計決算の認定」、以上4件については、一括議題とし、執行部から決算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、下水道事業会計決算について、下水道の使用料収納状況における不納欠損額が前年度に比べて大幅にふえたのはなぜかということについては、企業の倒産が1件あり、その滞納額、約354万円を不納欠損処分としたことが影響しているという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案4件については、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長(藤浦誠一)

経済建設委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。7番 川上直喜議員。

○7番(川上直喜)

私は、ただいまの経済建設委員長報告のうち、「認定第13号 飯塚市水道事業会計決算の認定」について意見を述べ、反対の立場から討論を行います。平成27年度決算の認定の審査に当たり、私は、浄水施設運転管理と料金収集業務の一括民間委託の業者、株式会社データベース、本社北海道札幌市が、浄水の過程で薬品を過剰投与した事故、労働者が薬品を浴びた事

故が一切公表されなかったことを厳しく指摘し、安全管理のあり方、業者選定のあり方、そもそも浄水施設の運転管理という極めて公共性の高い業務を、利潤追求を第一とする民間業者に一括民間委託することの是非について指摘をいたしました。来年1月以降の新たな委託業者の選定に当たり何の改善もされなかったために、今回プロポーザル選定において8月16日飯塚市水道局が当選者とした共同企業体のメンバー、浄水施設の管理運転を行う株式会社ケイ・イー・エス、本社は北九州市八幡西区が、過去、福岡県発注の請負契約に関わる一般競争入札において、競争参加資格確認申請者に虚偽の記載を行ったことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するものとして、平成25年4月4日に福岡県知事より営業停止処分22日間を受け、また、この事実により、国から指名停止2カ月、同年6月6日から8月5日まで指名停止を受けていた事実、料金収集業務を行う第一環境株式会社、本社東京都港区が、現在、岡山市水道局から指名停止基準、第3条第1項及び別表第3項第1号契約違反及び契約締結拒否により、ことし、5月16日から12月19日までとする2回目の指名停止を受けている事実は、当選人選定の過程で一切検討されることがなかったことが、さきの本会議における議案質疑においてわかりました。第一環境株式会社の岡山市水道局からの指名停止は5月16日、本市のプロポーザルの募集開始は5月22日であります。この経過は、安全確保にかかわること、業者選定にかかわること、そもそも浄水施設の運転管理の一括民間委託が水道事業にふさわしくないこと、平成27年度決算の認定審査で指摘したことが、平成28年度にもまともに生かされなかったことを示しており、今回、決算に同意することができません。

以上、意見を述べて、私の討論を終わります。

○議長（藤浦誠一）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第64号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（赤坂地区調整池新設（1工区）工事）」、「議案第65号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（赤坂地区調整池新設（2工区）工事）」、「議案第67号 市道路線の廃止」及び「議案第68号 市道路線の認定」、以上4件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案4件は、いずれも原案可決されました。

次に、「認定第13号 平成28年度飯塚市水道事業会計決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本案は認定されました。

次に、「認定第14号 平成28年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定」、「認定第15号 平成28年度飯塚市下水道事業会計決算の認定」及び「認定第16号 平成28年度飯塚市立病院事業会計決算の認定」、以上3件の委員長報告は、いずれも認定であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本案3件は、いずれも認定されました。

平成28年度決算特別委員会に付託していました、「認定第1号」から「認定第12号」までの12件を一括議題といたします。平成28年度決算特別委員長の報告を求めます。18番城丸秀高議員。

○18番（城丸秀高）

本特別委員会に付託を受けました認定議案12件について、審査した結果を報告いたします。

それぞれの認定議案については、執行部から決算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

「認定第1号 平成28年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」についての質疑応答の主なものとして、総務費、一般管理費、職員採用試験事務負担金について、福岡県及び県内の政令指定都市では、6月に一次試験を実施しているが、確実に職員を確保するために、実施時期を早めることはできないのか。また、辞退者が出た場合には、二次募集を行う考えはないのかということについては、本市では、福岡県自治振興組合供給の市町村職員等統一試験のうち、多くの市町村が一次試験を実施している9月を避け、10月に実施しており、受験者の確保という面では、一定の効果はあるものの、採用決定後に辞退者も出ていることから、実施時期や二次募集について、他市の状況も調査し、職員の確保につながる方策を検討していきたいという答弁であります。

次に、総務費、地域振興費、買い物対策事業費補助金について、事業実施により、どのような成果がでているのかということについては、筑穂地区コミュニティの活性化及び買い物弱者対策等を目的として、筑穂地区まちづくり協議会に補助金を交付しているものであり、平成28年度は、筑穂庁舎1階ロビーにおいて、ふれあい市を4回開催し、多くの方が来庁している。現在、イベントの状況などを検証し、買い物弱者対策のための交通手段確保へ具体的な検討を行っているという答弁であります。

この答弁を受けて、筑穂地区だけに限らず、山間地域の買い物弱者対策については、来年度の予算編成に向け、対応を検討してほしいとの意見が出されました。

次に、総務費、人権同和推進費、人権啓発センター・同和会館管理運営費について、合併後、今日まで部落解放同盟飯塚市協議会に対する補助金をどのように見直してきたのかということについては、合併当時5800万円相当の補助金を交付していたが、役員構成が整理されたことにより、平成28年度には2090万円に見直し、減額しているという答弁であります。

この答弁を受けて、これまでに補助金の7割にあたる約4千万円が、人件費や費用弁償として特定個人への支出となっていた点など指摘してきたが、平成28年度決算においても、どのような観点で見直しがなされたのか定かではなく、問題があるとの意見が出されました。

次に、総務費、諸費、空き家等実態調査委託料について、調査結果では、市内の空き家3486戸のうち、敷地内への立ち入りができない等の理由で判定不可能な空き家が414戸となっているが、これをどのように判定するのか。また、この調査結果をもとに、どのような空き家対策を講じていくのかということについては、判定不可能な空き家414戸は、委託業者が策定したマニュアルに基づき、職員で判定し、本年度内には調査を終了したいと考えており、調査結果をもとに、本年度中に空家等対策計画を策定する予定である。この計画に定める事項としては、所有者等による空き家等の適切な管理の促進に関する事項、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある空き家の措置や空き家等の利活用の促進に関する事項を主として考えており、この計画に基づき、必要な措置を講じていきたいという答弁であります。

次に、民生費、障がい者福祉費、飯塚国際車いすテニス大会開催補助金について、近年の観客数は3千人から5千人で推移しているとのことであるが、筑豊ハイツのテニス会場には、観客席が常設されていない。参加選手も観覧できるような観客席を常設する計画はないのかということについては、今後の飯塚国際車いすテニス大会のさらなる発展や、他のテニス大会誘致のためにも、常設の観客席は必要であると考えており、現在、関係者等と協議を行っているところであるという答弁であります。

次に、衛生費、健康づくり推進費について、いづか健幸都市基本計画に掲げている目標達成のために、さまざまな事業に取り組んでいるが、これまでの実績はどのようになっているのかということについては、医療費に関しては、基本計画では、平成24年度の国民健康保険及

び後期高齢者医療の1人当たり医療費を5年間現状維持するとしているが、目標は達成できていない状況である。また、ウォーキングイベント参加人口の拡大に関しては、例年3月に開催している健康ウォーキングや健康プラザを中心としたウォーキング教室などを開催しているが、基本計画に掲げる3千人の目標値は達成できていない状況であるという答弁であります。

この答弁を受けて、目標達成のために、今後、どのように取り組んでいくのかということについては、医療費に関しては、特定健康診査において、平成27年度の受診率47.7%に対し、28年度は、速報値ではあるが、48.7%と伸びており、県内でも上位の受診率となっているが、国が定める目標値60%には至っていないため、より一層受診率の向上に努め、生活習慣病の早期発見、早期治療を促し、医療費の適正化に努め、あわせて、国保事業としての医療費適正化事業にも積極的に取り組んでいきたいと考えている。ウォーキングイベント参加人口の拡大に関しては、これまでの問題点を整理し、健幸ウォーキング事業を市の健康事業の象徴的な存在にするとともに、魅力あるイベントとして、参加しやすい環境づくりに努めていきたいと考えている。また、まちづくり協議会等と連携し、各地区でのウォーキング教室やかち歩き大会など、市内でイベントを開催する団体ともタイアップしながら参加人口の拡大に努めていきたいという答弁であります。

次に、土木費、土木総務費、住宅リフォーム補助金、及びマイホーム取得奨励補助金について、両補助金ともに、年度途中で予算不足が生じ、申請受付を終了しているが、事業の拡充を行う考えはないのかということについては、今後の事業の実施については、関係部署と協議し、検討していきたいという答弁であります。

この答弁を受けて、定住促進のためにも、補助対象を市内在住者まで拡充することや転出抑制のための新たな制度を構築するなど、次年度以降も事業を継続し、あわせて、予算の増額についても検討すべきであるという指摘がなされました。

次に、土木費、道路橋りょう維持費、各所草刈等委託料について、地元自治会等に草刈りを委託することはできないのかということについては、道路沿いの草刈りを行う場合には、作業員の安全確保や往来する車への刈り草の飛散防止等、事業全体を管理監督する必要があることから、実施経験のある者が行わなければ事故が起こる危険性がある。また、高齢者が多い地区では、市に対して、草刈りの依頼をされることもあるため、難しい面もあるが、今後、関係部署と協議していきたいという答弁であります。

次に、教育費、事務局費、適応指導教室事業費について、本事業は児童生徒の学校への復帰を目的としているが、夏休み期間中には開かれていないため、この間、通級している生徒に対して、家庭訪問や面接指導などの個別対応ができないのではないのかということについては、面接指導や教育相談等の個別対応は、日常的に児童生徒の実情や保護者からの求めに応じて実施しているのが現状である。保護者との面談は、適応指導教室への送迎時に実施しているが、夏休み期間中の実施も含め、適応指導教室のあり方について、検討していきたいという答弁であります。

次に、教育費、人権同和教育費、人権同和啓発推進費について、人権同和啓発事業をNPO法人人権ネットいづかに委託しているが、直営で実施することはできないのかということについては、啓発業務は、人権同和问题に対する知識や意識等が必要であり、また、効果的な啓発を行うためには、長年培われた経験も必要なため、職員が直接行うより、人権問題を熟知し、県知事から人権啓発事業などの認証を受けている同法人に委託しているものであるという答弁であります。

次に、教育費、社会教育総務費、熟年者マナビ塾推進事業費について、28年度の各教室の参加状況はどうなっているのか、また、どのような活動が行われているのかということについては、市内21の小学校で開設し、週1回、年間で合計761回開催され、延べ5329名が参加している。趣味を広げる活動や健康促進につながる体操などの自主活動、参加者の知識や

技能を子どもたちに伝える学校支援活動が行われている。また、その活動内容等の発表会が年に1回開催され、各教室の塾生同士の交流の場となっており、活発な意見交換等を通して事業の充実を図っているという答弁であります。

この答弁を受けて、塾生の高齢化が進む中、マナビ塾を今後どのように活性化していくのかということについては、若い世代の新規参加者が少ないことから、参加者を増加させるため、自主学习や学校支援ボランティア活動に新しい内容を取り入れるなど、事業の活性化を図っていききたいという答弁であります。

次に、総括質疑として、第2次行財政改革前期実施計画の進捗状況において、財政効果額は目標額を超えているが、58の推進項目中13項目が未実施となっている。平成30年度までに全ての項目を実施できるのかということについては、未実施となっている項目の多くは、市執行部だけでは取り組むことができず、関係団体等との調整が必要な項目でもあり、平成30年度までに実施することは、厳しい状況にあると認識している。平成25年度の計画策定時、外部委員会である行財政改革推進委員会では、3年間検討して実施できない項目については、理由を明確にして、新たな項目を検討すべきという指摘も受けており、平成30年度中に策定する後期計画の検討においては、新たな方策に重点を置いて、取り組んでいきたいと考えているという答弁であります。

このほか、審査の過程において、弁護士資格を持つ職員の採用について、人権同和対策事業のあり方について、乳児家庭全戸訪問事業の推進について、児童虐待防止策について、資源回収団体の登録拡大について、観光客等誘客事業における費用対効果の検証について、都市サインの老朽化対策について、旧地域改善対策住宅の管理について、部活動指導員の任用について等の指摘なり提言がなされました。

以上のような審査ののち、委員の中から、地方自治の本旨である福祉の増進を図る点において、重すぎる住民負担を改善していないこと。最小の費用で最大の効果を求める財政運営の原則が踏み破られていること。極めて不透明な市政運営の広がりが発覚したこと。これらの理由から認定に反対するという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第2号 平成28年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査したのち、委員の中から、高過ぎる保険税を改善する意志が見られず、滞納世帯に対して正規保険証を交付しない運営がされているため認定に反対するという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第3号 平成28年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査したのち、委員の中から、保険料軽減の努力がされていないことや、滞納時に利用者負担を3割へ引き上げるといった運営は認めがたいため、認定に反対するという意見が出され、採決を行った結果、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第4号 平成28年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査したのち、委員の中から、保険料軽減の努力がされていないことや、滞納を理由に正規保険証を取り上げていることから認定に反対するという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第5号 平成28年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査した結果、認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第6号 平成28年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査したのち、委員の中から、オートレースの運営を包括委託することは認められず認定に反対するという意見が出され、採決を行った結果、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第7号 平成28年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」、

「認定第8号 平成28年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」、及び「認定第9号 平成28年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」、以上3件については、それぞれ審査した結果、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第10号 平成28年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査したのち、委員の中から、鉱害の危険性のある鯉田工業団地敷を今なお所有しているため認定に反対するという意見が出され、採決を行った結果、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第11号 平成28年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」及び「認定第12号 平成28年度飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」、以上2件については、それぞれ審査した結果、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

平成28年度決算特別委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

私はただいまの決算特別委員長報告のうち、認定第1号ないし第4号、第6号及び第10号について意見を述べ、反対の立場から討論を行います。

まず、「平成28年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」です。平成28年度予算は、前年秋以降、予算編成が本格化しますが、その当時の財政状況は、平成26年度までの6年連続黒字、住民福祉と市職員を犠牲にした第2次行財政改革のもと、右肩上がりの流れの中、年度末見込みで財政調整基金約88億円、減債基金59億6千万円、合わせて147億6千万円、国が目をつけるほど膨れ上がった財源もあり、住民の切実な願いに応えた福祉の増進のための財政出動は十分に可能な状況でした。例年より早め、9月定例会の中で行うこの決算審査のポイントの一つは、そもそも平成28年度当初予算の予算編成とその後の補正が、そして予算執行が住民の願い、福祉の増進を図るという立場に沿ったものか、この点で平成28年度決算を見つめ、教訓を明らかにして、来年度予算編成に反映させることであります。

私が今回、この決算を認めがたい第1の理由は、地方自治の本旨である住民の福祉の増進を図るという点においてであります。重過ぎる住民負担を改善せず、高過ぎる国民健康保険税、保育料、介護保険料、ごみ袋代を漫然と押しつけ、子育て、介護、生活の重要な部分において、飯塚市民として当然享受すべき平穏で幸福な暮らしを脅かされています。とりわけ市がその気になればすぐにも打開できる公立保育所設置による保育所待機児の解消、まずは合併前の路線を回復するなど、コミュニティバスの住民本位の抜本改善には効果のある財政出動があつていません。市役所と教育委員会、学校関係者、子どもの保護者、地域の皆さんが求めた箇所への信号機の設置もないなど、ベストの安全対策もできない中、穂波東小中一貫校、小学校の開校を強行したことは、子どもの安全より市役所の都合を優先したものであります。

第2は、住民福祉の増進を図るという視点から、最小の費用で最大の効果を求める財政運営の原則が、市役所の幹部の漫然とした無責任な行為によって繰り返し踏み破られている点においてです。つまり、無駄遣いと損害の横行です。旧庁舎を改修し、まだ新しく立派な穂波庁舎と筑穂庁舎との連携を強め、旧庁舎を大規模改修などすれば半額で済むと市が試算したのに、利払いを含めれば115億円もかけた新庁舎建設の強行、1者入札容認への3年前の総務委員会に対する報告以降の突如の転換による小中一貫校建設、大規模改修など、学校建設での高落札率の続発の演出、100%入札でくじ引きという事態も生じたわけであり、産廃が大量に埋まっている土地を、わざわざ移転補償費まで支払って購入した赤坂地区調整池工事中止の

後始末、刑事告訴を放棄したために、いまだに民事裁判が終結せず、未払い賃料を含めて損害賠償が完了していない、株式会社嘉飯山砂利建設による市有地不法占拠事件、枚挙にいとまがありません。ここから教訓を明らかにしなければ、現地で大規模改修をすれば15億5千万円で済むというのに、駐車場が不足したなどと言い、30億円も余計にかかり、移転適地もないのに強引に45億円もかけて移転、新築建てかえに走ろうというのは、体育館のことですが、異常というほかありません。

第3は、極めて不透明な市政運営の広がり の発覚においてであります。平成28年度は本当に大変な年だったと思います。前市長と前副市長が常習的に刑法違反行為のかけマージャンを行ったことが、株式会社嘉飯山砂利建設の幹部が依頼した探偵社のほぼ1年にわたる尾行と監視に基づく証拠を添えた、昨年12月定例会、市議会への事態究明を求める陳情によって明らかになりました。前市長と前副市長は市民の大きな批判の中で辞職するに至りました。この間、市長、三役及び議員の政治倫理条例における資産公開制度は復活も、政治倫理審査会の意見書に基づく強化もなされませんでした。こうした中で、さきは無駄遣いと損害の事態として紹介した出来事を初めとして、今日まで続いている飯塚市政をめぐる不透明感は極めて尋常なものではありません。とりわけ部落解放同盟、及び、その一部幹部を特別扱いしている事例として、今から申し上げます5点が、改めて決算特別委員会で明らかになりました。

その第1は、同和推進団体と市が呼んでいる部落解放同盟と全日本同和会に対する補助金の問題です。決算特別委員会で質問いたしましたけれども、その補助金の算定基礎が明らかにならないわけであります。私は、平成19年にこの部落解放同盟の補助金をめぐる事態が極めてずさんで、異常なものであると、市民の税金を投入することはできないという指摘をし、当時市長に答弁を求めたところ、今までは妥当なものと考えていたけれども、今後、補助金の見直しを行っていかねばならないという答弁があり、それから10年たったわけです。この間に、先ほど決算特別委員長の報告でもありましたけれども、補助金の金額が減りましたというのが市の答弁であります。果たしてこのようなことでよいのか。本質は部落解放同盟に対する飯塚市の特別扱いが補助金によって保障されているという、このことが問われなければならなかったわけです。

第2は、その一つのあらわれである市営住宅に対する部落解放同盟の支配、その特別扱いであります。390戸の、今、空き家がありますけれども、これは部落解放同盟に必ず意見を伺う市営住宅の戸数の4分の1程度でしかありません。370戸も部落解放同盟が首を縦に振らなければ、市民は入居ができないという事態に置かれているわけです。しかも空き家は90戸。ここ3年間、決算年度で聞くと、入居状況は2人、ゼロ、1人。つまり、これだけの財産を飯塚市は管理を放棄し、部落解放同盟に責任を押しつけて、財産を無駄に老朽化させているわけであります。このような行為に法的な根拠は一切なく、法の根拠のないままに漫然と市役所はこういった事態を続けているわけです。

第3は、これにかかわる重大な問題なのですが、本市には同和対策施設条例があります。これは、かつての同和予算によって構築した施設ということで、67の納骨堂と農機具保管庫、農業共同作業所があるわけです。国は、既にこれ以上の特別事業をやるのがかえって一般化への問題解消への逆行になるということで、既にやめているわけですが、飯塚市はこの施設について、今言った理由で同和対策施設条例を改めないと言って、頑張ってきているわけです。皆さん御承知だと思いますけれども、この条例には別表があって、その住所、施設の名前、住所が明記されているわけです。5年前の私の指摘によって、インターネットでは接続できないようにしています。しかし、皆さん、果たしてこういうことでいいですか。私は、繰り返しこの同和対策施設条例については廃止をし、必要でなくなった、役割を終えた施設については廃止をするし、当面、必要なものについては一般化を図りながら、目指して、市の一般条例にするということを提案してまいりました。飯塚市は全く耳を貸さないで、この点を放

置しています。

4点目は、人権啓発事業という名による部落解放同盟の方針に基づく事業であります。これは、旧飯塚市で平成16年に解放同盟の方針で発足させられたNPO人権ネットいづかに、17年から新市発足後も一貫して、随意契約というのか、名指しで委託をしているわけです。こういったことが本当に許されてよいのか。内心の自由を侵すような、人権啓発の名によってこういう事業が許されてよいのか。考えてみればわかることではないでしょうか。

そして、その延長線上で出てきた重大な問題が第5点目です。平成25年度に本市は、当時、合併前は穂波町だけでやっていた解放子ども会、これは、町が直轄でやっていたと思えますけれども、そのほかのところでは、部落解放同盟が運営していたものであります。これをひとまとめにして、飯塚市が事業実施主体になるということをやろうと決めたわけですが、実態は、市長の委嘱による人たちが運営しているわけですが、その実態は部落解放同盟そのものであります。このことについて問うと、目的は、差別に負けない、差別を見抜く力、差別に負けない力を子どもたちに身につけさせたいということなんですけれども、このことと子どもの全人格的な成長、発展を求めるその取り組みとどういう関係があるのかということについて、市は一切回答することができません。

以上、5点を申し上げましたけれども、これらは部落解放同盟の方針と、それから一部幹部、さらに、行政の癒着によって維持され、今、肥大化しようとしていると思います。私は、議会の立場からこの問題について、子どもたちを犠牲にするような事業を絶対許すわけにはいかない。このことで警鐘を打ちたいと思うわけでありまして。市職員の多くが昼夜を分かたず、またより劣悪な労働条件の中で臨時職員の皆さんが、それに劣らぬ誠実さで住民福祉の向上のために仕事をされていることは決算審査の中からも見る事ができました。保育士のみならず、市役所の労働現場に、正規職員としての適切な採用が急務になっていると思います。最高幹部クラスの職員は、政治家や業界、特定の勢力とのなれ合いから脱却して、憲法15条の「すべて公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」、この規定を深く胸に刻むべきであります。市長によく聞いていただきたいことは、地方自治の本旨は、住民福祉の増進を図ることにあり、そのための財源は国の責任、そのための財源について、国の責任を求めることを含めて、市政運営は市民にとって、透明で清潔なものでなければならないということでありまして。市長は来年度、平成30年度予算編成に当たり、平成28年度決算と市政運営の教訓を生かし、これまでの延長線上でない、住民福祉の増進を図ることに邁進する視点を貫くことを求められていると思います。特に意見を述べておきたいと思っております。

次に、「平成28年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」についてであります。反対の理由の第1は、高過ぎる国民健康保険税の改善への意思が見られないこと、それから、2点目は、そのために滞納した世帯に対して、1年間通用する正規保険証を渡さない、極めて冷たい運営がされていることでもあります。ここでつけ加えて言わなければならない重大なことは、国が特別な事情にある方については、資格証明書の発行はすべきでない子どもやお年寄り、病気がちな方、また慢性の病気にかかっている方については渡すべきではないというふうに言っているわけですが、飯塚市の場合は、正規保険証を渡さず、資格証明書を発行しようとしている相手の方がどういう状況にあるかわからない、つかもうともしない状況の中で保険証を取り上げていってしまっているわけです。それを問われると、相談に来てもらいたいというわけです。こういう冷たい国保行政があるのでしょうか。

次に、「平成28年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」についてです。第1は、介護保険料が高過ぎて、軽減のための本格的な努力がなされていないこと。第2は、介護保険料滞納を理由にしてペナルティが、利用料3割ということになる場合があることでもあります。ホームヘルプサービスの場合も重いですが、施設利用となった場合、3割というのはとてもじゃないです。介護が必要な高齢者に、その介護がなければ生きていけない。だから、介護

をするわけです。その方が過去に滞納したからといって利用料3割というふうになれば、本当に必要な介護が、負担が大きいために受けられないということになりかねない。この事態が、今、この飯塚市で進んでいるわけです。先日、日本共産党は、この利用料のペナルティ3割ということについて、特別な事情がある場合にはその限りでないということ、国が言っていることを明らかにして報道しました。本市としても、この特別な事情に該当する方はないのかどうか、また、その特別な事情に該当すればということについて周知する必要があると考えるのであります。

次は、「平成28年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」についてであります。第1は、何といたっても保険料が高く、その軽減の本格的な努力がなされていないことですけれども、2点目は、この高齢者から滞納を理由に正規保険証を取り上げるルールが今もこの飯塚市で維持されているということであり、現実に取り上げられた方もあるわけです。高齢者から正規保険証を取り上げるという行為が、一体どういう意味を持つのか考えてみただけでもわかる。これをこれ以上続けさせるわけにいかないと思います。よって、決算の認定は認めることができません。

次に、「平成28年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」についてであります。本市は、累積赤字対応ということで、包括的民間委託制度を導入し、現在、日本トーターに委託をしているわけですが。私はそもそも公営競技と一括民間委託は両立しえないという立場で、この間、発言をしまりました。この包括的民間委託の導入によって生じたが、この間、明らかにされてこなかった出来事があります。先月までに明らかになった事実ですが、日本トーターがこのオートレース場、施設の環境を含むメンテナンス維持に専門技師の資格を持った方の存在を十分に確認もせず、できず、また、飯塚市が契約において義務づけた清掃に関する月例報告を、年間12回必要になるわけですけれども、1回も提出せず、そして本市は、民間委託をするまではきちんとチェックしていたのに、この毎月の報告の未提出を不思議とも思わず12カ月も気づかなかったことを指摘しなければなりません。市はこの点について、先月まで気にもせず、指摘を受けても日本トーターに事情を聞いて、請負業者が提出を忘れていたと言っているという回答を得ただけで、その請負業者であったトキワ商会には何にも事情も聞いていないとのことであります。平成28年度においても無関心で、積極的な改善は行いませんでした。みずからが義務づけた清掃の月例報告が提出されなくても、それに何の関心も持たなかったことが、平成28年度は20万3267人が入場したオートレース場において、利用者、入場者の衛生、健康に何の関心も持たなかったものであると厳しく指摘しなければなりません。このように、公営競技と言いながら、本市の緊張感を欠いた無責任な状態の根底には、日本トーターに対する包括的な民間委託があり、今回、決算は認定することができません。

最後に、今回特別委員会における決算審査においては、質疑時間について50分の持ち時間制を採用することが押し切られた中で、私はさきに述べた3つの視点から調査を行った上で、部落解放同盟の一部の幹部に対する特別扱いの背景に、歴代市幹部のなれ合いと癒着が市政をゆがめることはなかったかを審査することにポイントを置き、その事実は、先ほども一部紹介いたしましたけれども明らかになりました。委員長報告に反映されるよう要望したところであります。

また、持ち時間制については、十分な審査が保障されず従来方法に戻すこと、及び本会議における決算審査を充実するよう要望を述べて、私の討論といたします。

○議長（藤浦誠一）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「認定第1号 平成28年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は認定されました。

次に、「認定第2号 平成28年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は認定されました。

次に、「認定第3号 平成28年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって本案は認定されました。

次に、「認定第4号 平成28年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は認定されました。

次に、「認定第5号 平成28年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は認定されました。

次に、「認定第6号 平成28年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって本案は認定されました。

次に、「認定第7号 平成28年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」、「認定第8号 平成28年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」、及び「認定第9号 平成28年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」、以上3件の委員長報告は、いずれも認定であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって本案3件は、いずれも認定されました。

次に、「認定第10号 平成28年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって本案は認定されました。

次に、「認定第11号 平成28年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」、及び「認定第12号 平成28年度飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」、以上2件の委員長報告は、いずれも認定であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも認定されました。

「議員提出議案第10号」から「議員提出議案第13号」までの4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。26番 道祖 満議員。

○26番(道祖 満)

議員提出議案第10号、11号、12号及び議員提出議案第13号、以上4件について、提案理由の説明をいたします。

本案4件は、いずれも意見書案であり、お手元に配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「道路整備に必要な予算確保に関する意見書(案)」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣宛てに、「少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書(案)」は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、内閣官房長官宛てに、「受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書(案)」は、衆議院議長、参議院議長、厚生労働大臣宛てに、「一般国道201号八木山バイパスの早期4車線化等に関する意見書(案)」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、福岡県知事宛てに、それぞれ提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長(藤浦誠一)

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案4件は、会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって本案4件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第10号 道路整備に必要な予算確保に関する意見書の提出」、「議員提出議案第11号 少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提出」、「議員提出議案第12号 受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書の提出」、及び「議員提出議案第13号 一般国道201号八木山バイパスの早期4車線化等に関する意見書の提出」、以上4件について、いずれも原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案4件は、いずれも原案可決されました。

議員提出議案第14号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。5番 光根正宣議員。

○5番(光根正宣)

議員提出議案第14号について、提案理由の説明をいたします。

本案は、意見書案であり、お手元に配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を

述べさせていただきます。

「森林環境税（仮称）の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適切な管理の推進を求める意見書（案）」は、内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣宛てに提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（藤浦誠一）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第14号 森林環境税（仮称）の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適切な管理の推進を求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本案は原案可決されました。

「議員提出議案第15号」及び「議員提出議案第16号」、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

議員提出議案第15号及び議員提出議案第16号、以上2件について、提案理由の説明をいたします。

本案2件は、いずれも意見書案であり、お手元に配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「北朝鮮の核実験を厳しく糾弾し、対話による核・ミサイル問題の解決を求める意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣宛てに、「核兵器禁止条約への参加を求める意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣宛てに、それぞれ提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（藤浦誠一）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案2件は、会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

日本共産党の宮嶋つや子です。私は、議員提出議案第15号 北朝鮮の核実験を厳しく糾弾し、対話による核・ミサイル問題の解決を求める意見書（案）に賛成の立場から討論を行います。

北朝鮮は国際社会が対話による解決を模索して強く自制を求めているにもかかわらず、弾道ミサイルの発射を繰り返しています。これは世界と地域の平和と安定にとっての重大な脅威であり、累次の国連安保理決議などに違反する暴挙、通告なしに日本列島の領空を飛び越える発射は極めて危険な行為であり、厳しく糾弾し、抗議するものです。世界と地域の平和と安定を破壊し、おびただしい犠牲をもたらす軍事衝突は絶対に回避しなければならない、北朝鮮に対して軍事的な挑発を中止すること、国際社会及び関係国が経済制裁の厳格な実施の強化と一体に、対話による解決の道を粘り強く追求することを強く求めるものです。今回、意見書案は飯塚市議会が国会及び政府が北朝鮮の核実験に厳しく糾弾するとともに、米朝両国に直接対話を促し、平和的、外交的な手段で核・ミサイル問題を解決するために可能なあらゆる手だてをとるよう強く要請するものであり、議員の皆さんの賛同を呼びかけて、討論を終わります。

次に、議員提出議案第16号 核兵器禁止条約の参加を求める意見書（案）について、賛成の立場から討論を行います。ことし7月7日、人類史上初めて、核兵器を違法化する核兵器禁止条約が国連会議国連加盟国の3分の1、122カ国の賛成で採択されました。この条約が核兵器廃絶と平和を願う全世界の人々に希望を与えるとともに、我が国が唯一の被爆国として二度と戦争はしてはならないと固く決意した日本国憲法の平和の理念と非核三原則の原始を世界に発信し、核兵器のない世界に向けて前進する大きな力となることは明らかです。しかるに、日本政府はこの国連会議に参加せず、安倍首相が署名、批准を行う考えはないと述べるなど、核兵器禁止に背を向ける姿勢を取り続けていることは極めて重大であり、被爆者、自治体関係者などから失望と怒りの声が広がっています。平成29年長崎平和宣言は、核兵器禁止条約の交渉会議にさえ参加しない姿勢を、被爆地は到底理解できません。唯一の戦争被爆国として、核兵器禁止条約への1日も早い参加を目指し、核の傘に依存する政策の見直しを進めてくださいと訴えています。唯一の被爆国である日本が核兵器禁止条約に参加することによって、北朝鮮に対し、核開発の放棄を強く迫ることができるのではないのでしょうか。国会及び政府が核兵器禁止、廃絶に向け、積極的な役割を果たされるよう要望するものであります。

議員の皆さんの賛同を呼びかけて、私の討論を終わります。

○議長（藤浦誠一）

ほかに討論はありませんか。6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

議員提出議案第15号 北朝鮮の核実験を厳しく糾弾し、対話による核・ミサイル問題の解決を求める意見書（案）について、公明党飯塚市議団を代表して反対の立場から討論いたします。

北朝鮮が核実験、弾道ミサイルを発射するなど、日本を取り巻く安全保障の環境は大変厳しくなっていると同時に、国際社会の大きな問題であると認識しています。今回の核実験から1週間という異例の早さで国連の制裁決議が採択されており、今後の焦点は、決議の厳格かつ実効的な履行であると思っております。既に経済制裁の決定やメキシコ、ペルー等の北朝鮮大使の退去、フィリピンの貿易停止、エジプトの軍事協力の提出等、国際社会を挙げて問題解決のアプローチを行っています。意見書案文の国会及び政府が可能なあらゆる手だてをとるとありますが、既に、国会決議をもとに対話を軸に外交交渉等々を実行している経緯があります。

最後になりますが、ある公党は、2009年に北朝鮮が弾道ミサイルを発射したときに、北

朝鮮を非難する国会決議に反対。また、2015年にその公党のトップがテレビ番組で北朝鮮にリアルな危険はないと発言してから、2カ月もたたないうちに北朝鮮は核実験を行い、ことしも核実験や弾道ミサイルを発射いたしました。今後も世界の情勢をきちんと見極めて対応する必要がありますと思っています。このようなパフォーマンス的な意見書に対して、飯塚市議会として採択すべきではないというふうに思っております。

以上の理由から、意見書案に対して、反対いたします。

○議長（藤浦誠一）

ほかに討論はありませんか。7番 川上直喜議員。

暫時休憩いたします。

午後 0時01分 休憩

午後 0時01分 再開

○議長（藤浦誠一）

本会議を再開いたします。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

私は、「議員提出議案第10号 北朝鮮の核実験を厳しく糾弾し、対話による核・ミサイル問題の解決を求める意見書の提出」について、提案者ではありますが、日本共産党の議員の立場から一言申し上げたいと思います。

実は、先ほど公明党市議団の議員が討論をされましたけれども、ほぼ同趣旨で嘉麻市議会でも反対討論が行われております。結論は、公明党議員の皆さん以外の全員の賛成で採択されているわけです。この意見書案は、このように基本的には党派を超えて採択できる内容なのです。北朝鮮問題をどのように解決していくかについて、既に政府が十分な行為をしているということであったとしても、飯塚市議会が党派を超えて意見書案を上げることが何の不思議があるのでしょうか。ぜひ賛同していただきたいと思います。

以上で討論を終わります。

○議長（藤浦誠一）

ほかに討論はありませんか。5番 光根正宣議員。

○5番（光根正宣）

公明党の光根でございます。議員提出議案第16号 核兵器禁止条約への参加を求める意見書について、反対の立場で討論いたします。

私は、核兵器の禁止、違法化との起案が含まれたこの核兵器禁止条約を高く評価しております。しかしながら、今回の条約を巡っては、アメリカ、イギリス、ロシア等の核保有国が参加しておらず、核保有国と非核保有国との溝が深まっており、そのことで核軍縮が進まないという事態は避けなければならないと思います。国際社会は、これまで1970年に発行した核兵器不拡散条約、NPTのもとで核軍縮が進められております。日本は1994年から毎年23年連続して国連総会へ核兵器の全面的廃絶決議案を提出し、核保有国による核軍縮と非保有国への不拡散に積極的に取り組んでおります。条約への参加や署名がクローズアップされておりますが、最も大事なことは、現実に核廃絶の流れをつくっていくことであると思います。そこで、日本政府は本年5月、日本人委員と核保有国、非保有国、核兵器禁止条約に賛成の国の有識者から成る賢人会の開催を決め、核保有国と非核保有国の橋渡しを行っていくことになっております。公明党としては、被爆地での開催を提案、推進し、初めての賢人会議が11月27、28日に広島で開催されることになりました。これこそ唯一の被爆国である日本としての積極的な役割であると思われまふ。大事なことは、核廃絶に向けて現実的に可能なことは何か、こ

のことについて核保有国と非核保有国が対立ではなく、対話すべきであり、唯一の被爆国の日本がリードしていく責務があると思います。

以上の理由により、反対いたします。

○議長（藤浦誠一）

ほかに討論はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後 0時06分 休憩

午後 0時06分 再開

○議長（藤浦誠一）

本会議を再開いたします。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

「議員提出議案第16号 核兵器禁止条約への参加を求める意見書の提出」であります。私は7月26日に、国連でこの核兵器禁止条約が採択されたという報道を聞いて本当にうれしく思いました。1945年8月6日と9日、広島と長崎に原爆が投下されて72年。核戦争阻止と核兵器廃絶、そして被爆者援護連帯を我が国は求めて世界に訴えてきました。これが今、国際的な世論となり、結実した大きな第一歩だと思うわけであります。これについて、この間、国民各層、各分野での取り組み、そして各党が核兵器廃絶に向けて歩みを続けてきたわけで、今の段階で飯塚市議会が党派を超えて、この核兵器禁止条約に戦争被爆国の我が国が参加し、条約を結んでいくということは極めて大きな意義があると思います。

ぜひとも賛成をお願いしたいと思います。討論を終わります。

○議長（藤浦誠一）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議員提出議案第15号 北朝鮮の核実験を厳しく糾弾し、対話による核・ミサイル問題の解決を求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

次に、「議員提出議案第16号 核兵器禁止条約への参加を求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

○議長（藤浦誠一）

「報告第23号 専決処分の報告（落石事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」及び「報告第24号 専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」、以上2件の報告を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（山本昭彦）

報告第23号、及び24号の専決処分の報告について、一括してご報告いたします。この報告は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、落石事故及び市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること、これに伴う和解について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告を行うものでございます。報告第23号、議案書の68ページをお願い

いたします。

本件落石発生日時は、平成29年6月15日午前2時ごろ、場所は飯塚市庄司・地産団地付近の土木管理課所管、飯塚市庄司142番8の法面から相手方家屋へ、約20センチメートル×15センチメートル×14センチメートルの落石があり、家屋横に設置されていたクーラー室外機天板、左側板、熱交換器等を損傷させたものです。落石事故によります市の過失割合は100%であり、クーラー室外機の損害賠償額は7万6162円となっております。本件落石事故後、板柵工を施工し事故防止をいたしております。

次に、報告第24号、議案書の70ページをよろしくお願ひいたします。本件事故は、平成29年7月9日午前9時ごろ、伊岐須地内の私道と市道天神前・後牟田2号線の合流点において、当事者が私道から相田方面へ向かうため市道へ降りた所で、進行方向左側のL型側溝が浮き上がっていたため、車両左側後輪タイヤのホイールを損傷させたものでございます。事故によります市の過失割合は50%であり、当事者車両の損害賠償額は5万8320円となっております。

道路点検、補修につきましては、日ごろより市報等での情報提供依頼の掲載や、職員への呼びかけ、道路パトロール等を行い、補修箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、さらに気をつけてまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件2件は、いずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第25号 専決処分の報告（市営住宅の管理上必要な訴えの提起）」及び「報告第26号 専決処分の報告（市営住宅の管理上必要な和解の申立て）」、以上2件の報告を求めます。住宅政策課長。

○住宅政策課長（町野昌宏）

報告第25号及び第26号につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市営住宅の管理上必要な訴えの提起及び和解の申立てをいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告いたします。議案書の72ページをお願いいたします。

報告第25号につきましては、市営住宅の管理上必要な訴えの提起に関するものでございます。事件の概要に記載されております7名の者は、住宅使用料を滞納し、催告にも関わらず納入せず、協議のための呼び出しにも応じないため、福岡地方裁判所飯塚支部に住宅の明け渡し等の訴えを提起したものでございます。

続きまして、議案書の73ページをお願いいたします。第26号につきましては、市営住宅の管理上必要な和解に関するものでございます。事件の概要に記載されております8名の者は、住宅使用料を滞納し、催告にもかかわらず納入しなかったため、契約解除を通知したところ、滞納使用料を一部納入し和解の意思を示しました。このため、飯塚簡易裁判所に和解を申し立てたものでございます。

今後も引き続き、支払いに誠意を示さない滞納者につきましては、公正・公平性の観点から、厳正に法的措置を行い、適正化に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件2件は、いずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第27号 継続費精算報告書の報告（平成28年度飯塚市一般会計）」の報告を求め

ます。財政課長。

○財政課長（藤中道男）

報告第27号について、ご説明いたします。議案書の74ページをお願いいたします。

継続費精算報告書の報告につきましては、平成25年度、平成26年度の一般会計予算に計上しておりました継続費について、地方自治法施行令の規定に基づき、精算の報告をするものでございます。内容につきましては、75ページ、継続費の精算報告書をお願いいたします。2款総務費の新庁舎建設事業につきましては、平成26年度から平成28年度までの事業として、継続費を77億8713万3千円計上していましたが、実績額は70億5035万9830円となりました。

次に、8款土木費の飯塚本町東地区土地地区画整理事業支援業務委託料につきましては、平成25年度から平成28年度までの事業として、継続費を5億8251万3千円計上しておりましたが、実績額は4億8144万1356円となりました。

同じく、優良建築物等整備事業費補助金につきましては、平成25年度から平成28年度までの事業として、継続費を2億8484万1千円計上しておりましたが、実績額は2億8484万円となりましたことを報告いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第28号 継続費精算報告書の報告（平成28年度飯塚市立病院事業会計）」の報告を求めます。企業管理課長。

○企業管理課長（實藤和也）

報告第28号、継続費精算報告書について、ご報告いたします。議案書の76ページをお願いいたします。

本件は、飯塚市立病院一部建替事業に関して、継続費（建設改良事業費）に係る継続年度が終了したため、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定に基づき報告するものでございます。

内容につきましては、77ページの平成28年度飯塚市立病院事業会計継続費精算報告書によりご説明いたします。これは、企業債や出資金等を活用した、飯塚市立病院一部建替事業が本年3月に完了いたしました。その計画総額43億7539万7千円で計上しておりました継続費（建設改良事業費）について、平成25年度から28年度までの4年間の継続年度が終了し、実績総額43億5350万6700円の支払いが完了したものであります。

以上、簡単ではございますが、継続費精算報告書についての報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第29号 平成28年度健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告」の報告を求めます。財政課長。

○財政課長（藤中道男）

報告第29号について、ご説明いたします。議案書の78ページをお願いいたします。「平成28年度健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告」につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、ご報告いたします。

健全化判断比率の表に記載しております実質赤字比率につきましては、公営事業会計を除く

普通会計における実質的な赤字の程度を示す指標で、連結実質赤字比率は公営事業会計を含む全会計の赤字の程度を示す指標となっております。平成28年度は公営事業会計の一部で赤字となりましたが、普通会計及び市の会計全体としては赤字となりませんでしたので、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに数値の記載はございません。

次に、実質公債費比率は、普通会計における地方債の元利償還金及び公債費に準ずる債務負担行為などの準元利償還金に充てる一般財源の程度を示す指標で、平成28年度は4.5%となっております。前年度と比べ0.5ポイント減少しております。これは公有財産購入費に係る債務負担行為の減によるものでございます。将来負担比率は、普通会計におきまして、地方債残高のほか、公営事業や一部事務組合、公社や第3セクター等への負担も含め、将来本市が負担すべき実質的な負債の程度を示す指標で、平成28年度は15.6%となっております。昨年度に比べ1.6ポイント増加しております。これは主に、合併特例事業債の活用を基本とした事業の実施により、地方債現在高が増加したことによるものでございます。実質公債費比率、将来負担比率ともに早期健全化基準の数値を下回っております。

次に、公営企業の資金不足比率でございますが、これは公営企業会計ごとの事業規模に対する資金不足額の程度を示すもので、平成28年度は全ての公営企業会計において資金不足額はありませんでしたので数値の記載はございません。

以上で報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

署名議員を指名いたします。5番 光根正宣議員。26番 道祖 満議員。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして平成29年第4回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変長い間お疲れさまでございました。

午後 0時24分 閉会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 28名)

1番	藤浦誠一	15番	梶原健一
2番	佐藤清和	16番	吉田健一
3番	瀬戸光	17番	福永隆一
4番	兼本芳雄	18番	城丸秀高
5番	光根正宣	19番	松延隆俊
6番	奥山亮一	20番	上野伸五
7番	川上直喜	21番	田中博文
8番	宮嶋つや子	22番	鯉川信二
9番	明石哲也	23番	古本俊克
10番	秀村長利	24番	森山元昭
11番	永末雄大	25番	勝田靖
12番	田中裕二	26番	道祖満
13番	守光博正	27番	坂平末雄
14番	江口徹	28番	平山悟

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 田代文男

次長 許斐博史

議事総務係長 岩熊一昌

書記 山本恭平

議事調査係長 太田智広

書記 宮嶋友之

書記 伊藤拓也

◎ 説明のため出席した者

市長 片峯誠

副市長 梶原善充

教育長 西大輔

企業管理者 石田慎二

総務部長 安永明人

行政経営部長 倉智敦

都市施設整備推進室長 高木宏之

市民協働部長 森口幹男

市民環境部長 中村雅彦

経済部長 諸藤幸充

福祉部長 古川恵二

都市建設部長 鬼丸力雄

教育部長 久原美保

企業局長 中村武敏

公営競技事業所長 山本康平

待機児童対策担当次長 山本雅之

都市建設部次長 今井一

財政課長 藤中道男

住宅政策課長 町野昌宏

土木管理課長 山本昭彦

企業管理課長 實藤和也